

平成24年4月10日
自動車局安全政策課

トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました

トラック、バス、タクシーの各業態別に安全運転のためのわかりやすい教育用マニュアルを策定しました。

各事業者が運転者に対し指導監督[※]する際、各社の運行実態を考慮し、各社の独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用していただけるよう周知していくこととしています。

○マニュアル本体については、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

(自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル)

例. トラック事業者編

ポイント
偏荷重が発生する要因は、積荷の積み方や固縛が十分でないために生じる場合、運行中の荷崩れによって生じる場合があります。偏荷重により生じる危険性を認識し、偏荷重を防ぐよう心がけさせましょう。

<p>運転特性と積み付け位置</p>	<p>左右に偏った積み付けの例</p>
<p>前に偏った積み付けの例</p>	<p>後部に偏った積み付けの例</p>

例. タクシー事業者編

ポイント
乗客の乗降時にドアを開閉する際には、左後方から自転車や二輪車・原付などが来ないか、乗客が確実に乗降したのかなど、安全確認が重要であることを認識させましょう。

降車時の注意
ドアを開けますので、足元にお気を付けてください。

※…自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して、自動車の運転に関し、適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられております。本マニュアルは、告示で定められた内容をわかりやすく記述したものです。

【問い合わせ】
国土交通省 自動車局安全政策課 諸川、森
TEL 03-5253-8111(内線41622,41623)、03-5253-8566(直通)